日の出町原油・物価高騰対策事業者補助金

長期にわたる原油価格及び物価の高騰影響並びに電力及びガス等のエネルギー価格高 騰の影響受けている中小事業者等に対し、引き続き厳しい経営環境にある事業者を継続 的に支援するため補助金を交付します。

1 対象者・要件(下記のすべてに当てはまる方)

- ① 中小企業または個人事業主
- ② 町内で事業所を営んでいる方(町内に事業所等があるものに限る)
- ③ 今後も事業を継続する意思がある方
- ④ 申請時点で、町税に滞納がない方
- ※本社・本店・主たる事業所が日の出町以外にあっても申請できます。農業者はページ下 部をご覧ください。

大企業、酪農、農業者以外のすべての業種が対象です。

2補助額

対象経費の30%に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、切捨て) 上限30万円

3 対象経費

直近の決算書に記載のある経費

- (1) ガソリン、軽油、重油、灯油等の燃料費
- (2) 電気代、ガス代等の光熱費



4 申請期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月31日(水)

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算額に達した場合、期間中でも受付を終了し ます。

5 申請窓口(日の出町商工会)

住所: 〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井3231-1

日の出町商工会(ひのでグリーンプラザ内)

時間:午前8時30分~午後5時まで(土日祝日は除く)

6 申請書類

申請書類は町ホームページからダウンロードできます。また、産業観光課窓口及び商 工会窓口で配布しています。

必要書類等については町ホームページをご確認の上、不明な点は下記にお問い合わせ ください。

問 産業観光課商工観光係 ☎042-588-4101(直通)

日の出町農業者物価高騰対策補助金

農業の安定化を図り、もって消費者への安全な農畜産物の供給に資することを目的と し、原油価格及び物価の高騰の影響を受けている農業者に対して補助金を交付します。

対象)・日の出町に住所を有し、農産物を販売している農業者 詳しくは募集要領をご覧ください。募集要領は町ホームページへ掲載および産業観光課 窓口で配付しています。

産業観光課農林振興係 ☎042-588-4102(直通)